第２章　精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1　保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

○　主な取組

・　被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号55】

文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。令和元年度までに、全公立小・中学校約２万7,500校にスクールカウンセラーを配置することを目標としており、同年度においては、その配置に係る経費（２万7,500校分）を予算措置した。また、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対して補助を行っている。同年度までに、全中学校区約１万中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としており、同年度においては、その配置に係る経費（１万中学校区分）を予算措置した。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要

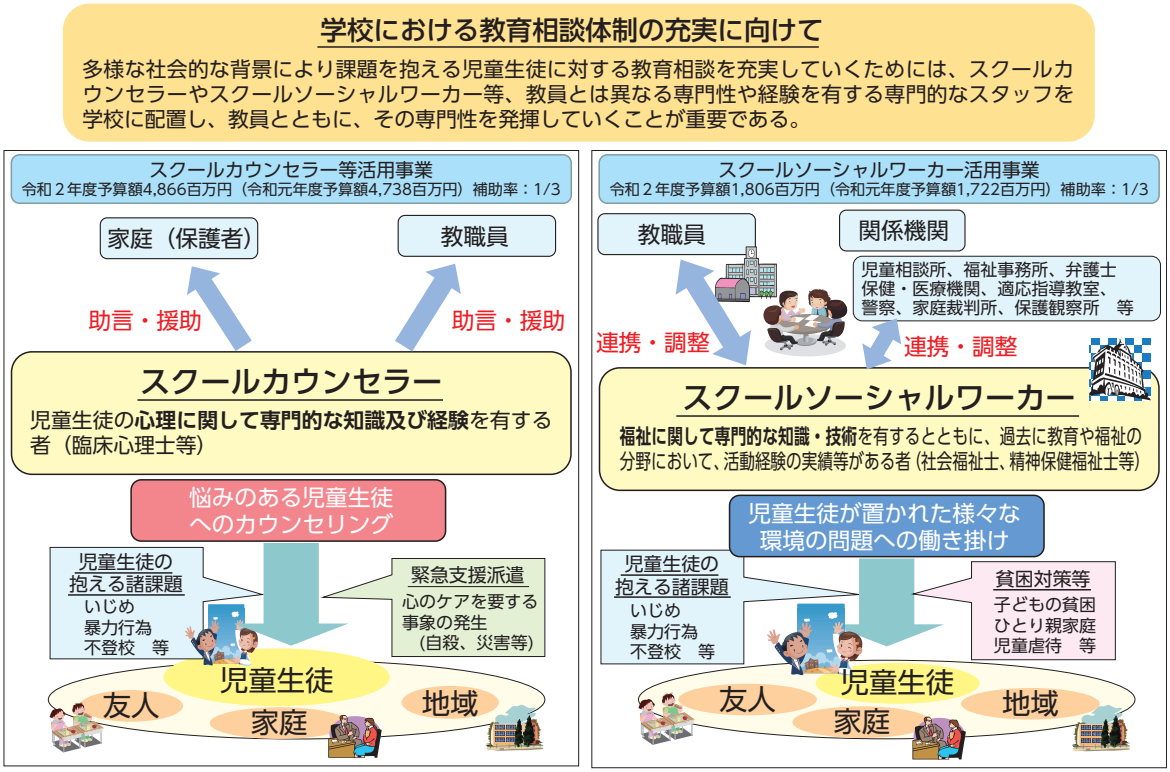

提供：文部科学省

・　被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

【施策番号57】

人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等によ

る指導・助言のほか、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援については、公認心理師資格等を有する警察部内カウンセラーによる支援体制の充実を図るとともに、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施している。また、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連携の下に、少年を取り巻く日常の環境の変化や生活状況を把握しつつ、支援を行うボランティアを被害少年サポーターとして委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

子供の性被害をめぐる情勢については、令和元年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童は1,559人で、このうち18.7％は抵抗するすべを持たない低年齢児童（小学生以下）であるほか、ＳＮＳの利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童が2,082人であるなど、依然として厳しい状況にある。警察では、このような情勢を踏まえ、平成29年４月に犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している。

被害少年への支援活動

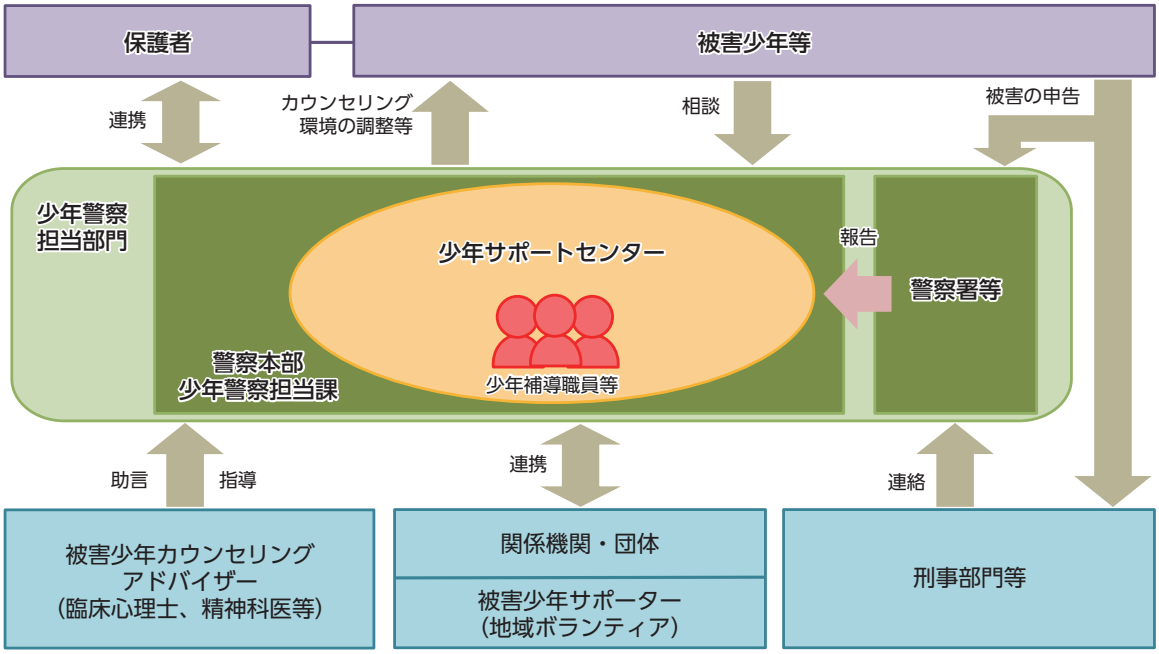

・　警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号58】

警察においては、令和２年４月現在、44都道府県警察で166人（うち臨床心理士100人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

・　ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号65】

内閣府においては、都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置について、令和２年までに各都道府県に少なくとも１か所設置するとの目標を前倒しし、平成30年10月に全都道府県の設置が実現した。また、29年度に創

設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用して、同センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実に努めている。

トピックス　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査について

性犯罪・性暴力被害者が躊躇せずに必要な相談と支援を受けられる体制の整備を図るため、被害直後からの総合的な支援を可能な限り１か所で提供することを目的とした性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下このトピックスにおいて「センター」という。）が各都道府県に設置されている。

内閣府では、センターにおける支援状況や課題等を把握するため、全国のセンターを対象とした初のアンケート調査を実施した[1]。本調査は、令和元年６月１日から８月31日までにセンターにおいて対応した全ての相談を対象としており、概要は以下のとおり。

（１）相談件数

電話相談は延べ7,606件、実人員2,755人、面談は延べ1,600件、実人員818人であった[2]。

（２）被害者の性別―男性被害者も約１割

センターに寄せられた電話相談のうち、女性被害者は87.7%、男性被害者は10.4%であった。通常、電話相談から面談に移行する（センターを直接訪問することは基本的に想定されない）が、面談のうち、男性被害者が2.2%であったことから、男性はより面談につながりにくいことがうかがえる。

（３）年齢―10代以下が約４割

面談では、約４割を10代以下の被害者が占めており、若年層の比率が高いことが確認された。中学生以下に限っても、約２割に上った。

図表１　被害者の年齢

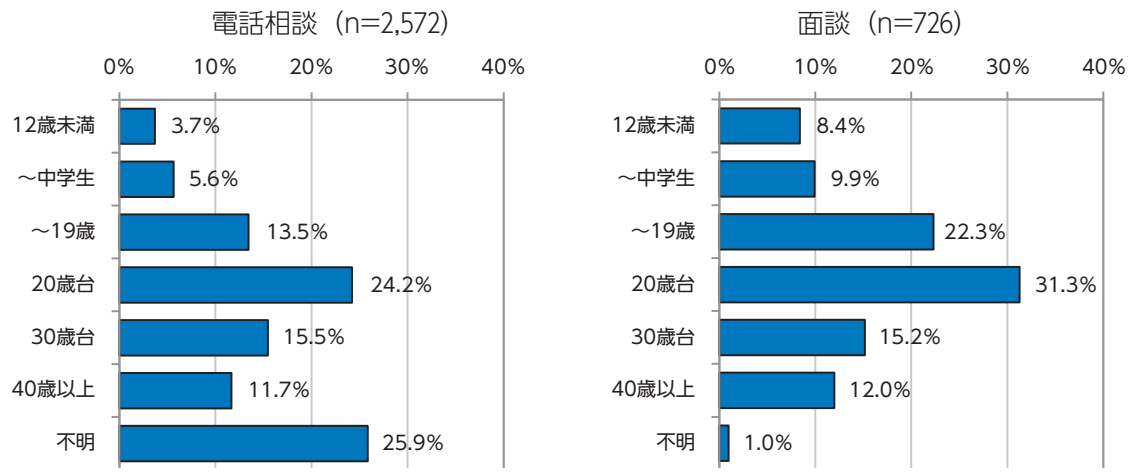

1　本調査報告書は内閣府男女共同参画局HPから閲覧可能である。
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_top.html

2　以下の事情等から、設問によって回答対象相談者数が異なる場合がある。
・被害者とその同伴の保護者が面談に来た場合、「相談者２名」「被害者１名」とカウントされたため、相談者の実人員と被害類型の件数が同一にならない。
・被害者とその同伴の保護者が来所し、詳しく話を聞いたところ、同伴保護者（母親）に対するDV被害の支援も必要となったことで、相談受付時点での人数と支援する人数が同一にならない。

（4）性被害の内容―薬物・アルコール使用を含む性被害が100件超

電話相談、面談共に「強制性交等・準強制性交等」が最も多くなっており、面談では半数以上を占めた。

また、性被害の中に「薬物・アルコール使用」が含まれていた被害者の人数は、電話相談で106人、面談で75人だった。電話に限っても、単純に４倍すると、年間約400人以上の計算になる。

図表 2　性被害類型

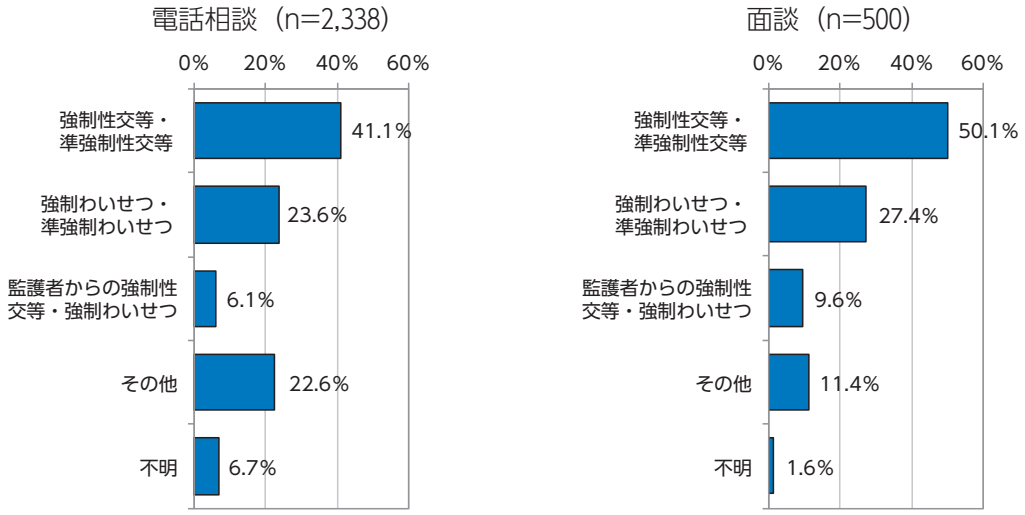

（5）加害者との関係―親や家族からの性被害が約２割

面談では、「親」[3] からの被害が13.2%であり、「その他家族・親族」（6.1%）と合わせると約２割に上った。また、「SNS・ネットで知り合った人」は11.4%であった。「監護者からの継続的な暴力によりSNSで居場所を求め、そこでつながった人から被害に遭っている」といった意見もあった。

図表3　加害者との関係

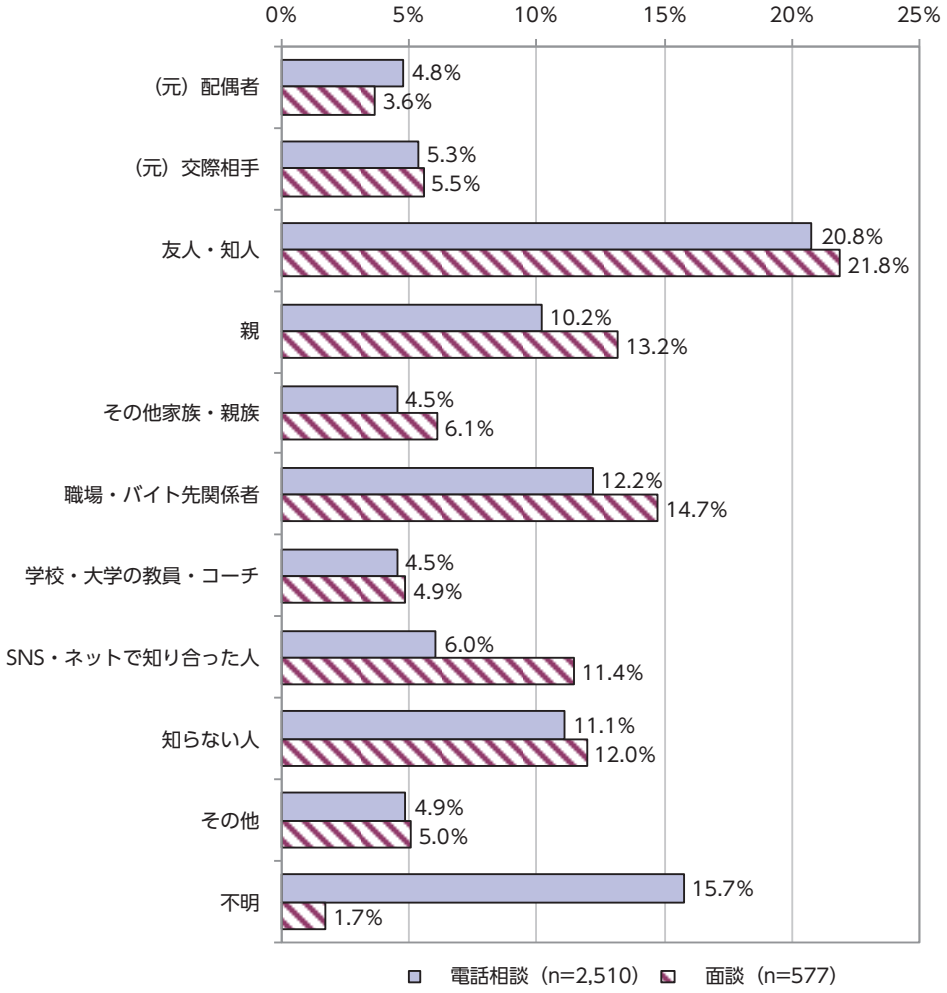

3　この場合、「親」には実親、養親、継親、親の交際相手を含む。

2　安全の確保（基本法第15条関係）

○　主な取組

・　犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号80】

法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいるほか、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報を適切に管理するよう会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

・　児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号88】

文部科学省においては、平成30年７月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえ、①各学

校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について各都道府県教育委員会等に通知した。

また、千葉県野田市における小学４年生死亡事案を受け、平成31年２月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、同月に取りまとめられた、「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、令和元年５月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、公表した。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

・　児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号89】

文部科学省においては、児童虐待の防止に資する取組として、地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組に加え、訪問型家庭教育支援を含めた支援活動の強化を図るための取組を推進している。

また、地域において児童虐待の早期対応ができるよう、令和元年８月には、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」を作成し、周知を図った。

さらに、同年11月の児童虐待防止推進月間を機に、子供たちの育ちに関わる全国の家庭・学校・地域の方々に対して、児童虐待の根絶に向けた大臣メッセージを発表した。

トピックス

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について

児童虐待防止対策の強化を図るため、平成31年３月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出され、令和元年６月に可決・成立した。

これにより、主に、

・児童の権利を擁護するため、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと。
・児童相談所の体制を強化するため、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるなどの措置を講ずること。
・児童相談所の設置を促進するため、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること。
・関係機関間の連携を強化し、ＤＶ対策との連携を強化するため、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めること。

が定められたほか、児童相談所職員の処遇改善や一時保護所等の量的拡充・質的向上、民法上の懲戒権の在り方についての検討規定が設けられた。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の概要

（令和元年６月19日成立・６月26日公布）

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

１．児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。

② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。

③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

２．児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

（１）児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。

② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。

③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。

④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

（２）児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

② 政府は、施行後５年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。

③ 政府は、施行後５年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

（３）関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。

③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。

④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。

⑤ ＤＶ対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はＤＶ被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

３．検討規定その他所要の規定の整備

① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。

② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後２年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後１年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後２年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後１年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後５年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑧ 通報の対象となるＤＶの形態及び保護命令の申立をすることができるＤＶ被害者の範囲の拡大、ＤＶ加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後３年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日（3②及び⑧については公布日、2（1）②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2（2）①は令和5年4月1日。）

3　保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

○　主な取組

・　ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号111】

法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している。

令和元年中に、証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は118人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数は1,505人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は341人（うち、構外ビデオリンク方式によるものが23人）であった。

平成20年４月から、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成27年	141	1,563	290
平成28年	128	1,623	303
平成29年	78	1,105	225
平成30年	144	1,461	317 (15)
令和元年	118	1,505	341 (23)

(注)
1　最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
2　いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
3　各項目の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。
4　ビデオリンクの数値中（　）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数）。

提供：法務省

証人への付添い

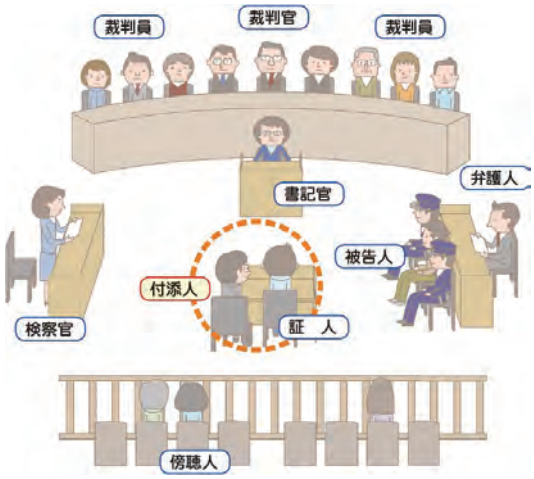

提供：法務省

証人への遮へい

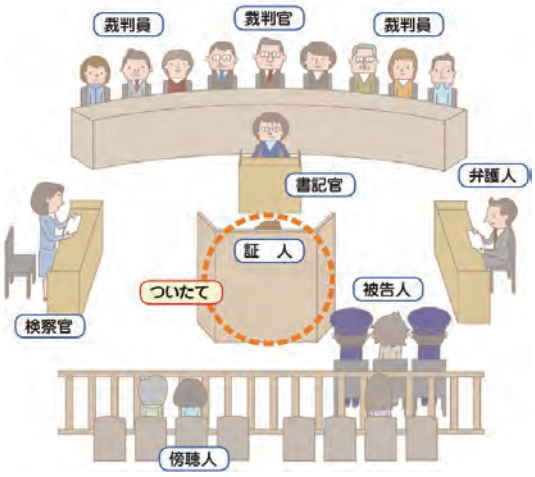

提供：法務省

ビデオリンク方式

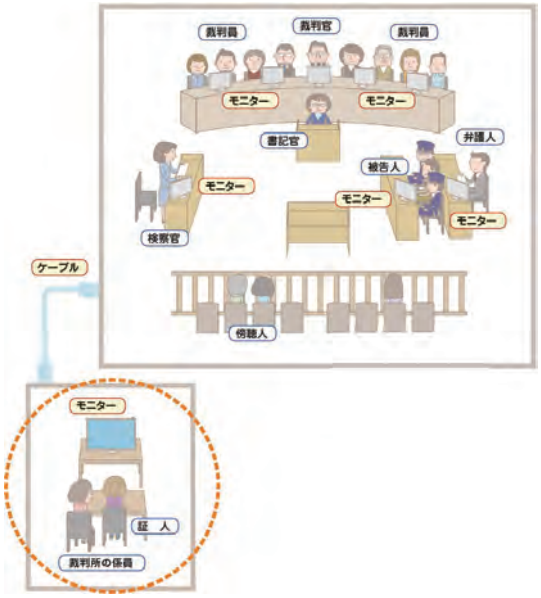

提供：法務省

証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの各措置をとることが認められている。

令和元年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添い回数は8回、遮へい回数は204回、ビデオリンク回数は24回である（数値はいずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、各措置を併用した場合については、それぞれ１回として計上している。）。